

ゲノム編集技術応用食品の食品安全性審査の実施や表示を含めた消費者への情報提供の在り方について改めて検討を求める意見書

ゲノム編集技術は、人工の酵素を使って狙ったDNA配列に突然変異を起こすことで、計画的にその性質を変える技術である。

健康維持を目指した食品の開発や、効率的な農作物の栽培、品種改良など、消費者にとってメリットがもたらされる可能性がある一方で、オフターゲット変異と呼ばれる予期せぬ変異などによる健康面への影響などについては予測できない部分もあり、今後の知見の集積や検証が必要である。

日本では、ゲノム編集技術応用食品について、遺伝子組み換え食品に該当しないものは、自然界又は従来品種改良で起こる変化の範囲内であるとの理由で食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準についても同様に表示の対象外としている。

一方、消費者からは健康面への懸念のほか、選択のための表示を求める声も根強くあり、また、EUでは欧州司法裁判所において、ゲノム編集技術応用食品は遺伝子組み換え食品と同様の規制を行う必要があるとする判決が出されているなど、その判断は様々である。

食品選択の上で、安心・安全であることは大変重要だが、ゲノム編集技術応用食品については、表示がないため不安や抵抗があったとしても避けることができないのが現状である。本市議会は、令和元年第3回定例会において、「ゲノム編集技術応用食品の必要な情報提供等の在り方について検討を求める意見書」を全会一致で可決しており、消費者の安心・安全を守り、知る権利や選択する機会を確保するための検討を進めることが必要だと考える。

よって、政府においては、食品安全性審査の実施や、表示を含めた消費者への情報提供の在り方について、改めて検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）3月10日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、環境大臣、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに山口 かずさ
山口かずさ議員及び市民ネットワーク北海道石川さわ子議員